

～人材育成に取り組む小規模企業の皆さんを支援します～

上越ものづくり振興センター

上越市製造業人材育成支援事業補助金

事業概要

市内製造業の小規模企業者等の皆さんが抱える経営課題の解決を図り、企業の競争力や成長力を高めていくため、外部講師を自社に招き実施する研修や研修機関において実施する研修の参加費用の一部を補助します。

募集期間

平成30年4月2日（月）から予算額に達するまで

補助対象者

①から④に該当する会社及び個人の方が対象となります。

①次のいずれかに該当する方

ア 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第5号までに規定する小規模企業者の方

小規模企業者：常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人

商業又はサービス業を主たる事業とする事業者は5人以下の会社及び個人

イ 主としてアの小規模企業者により組織される団体

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に規定する中小企業団体

②主として日本標準産業分類の大分類E（製造業）に分類される事業を行っていること。

③市内で製品若しくは技術の開発又は製品の製造を行っていること。

④応募時点で納期が到来している市税を全て納付していること。

補助対象事業

事業種類	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①講師招聘型	国、新潟県、にいがた産業創造機構、中小企業基盤整備機構（中小企業大学校含む）、上越商工会議所、新潟県商工会連合会、ものづくり支援パートナー協定締結大学、県内金融機関、金融機関系シンクタンク、民間コンサルティング企業、日本政策金融公庫等から講師を招へいして行う研修の実施	・講師の招へいに要する謝金、委託料等 ・会議室の借上げ費用	・補助対象経費の1/2以内 ・限度額5万円
②研修参加型	上記に掲げる研修機関において実施する研修への従業員の参加	・研修受講料	・補助対象経費の1/2以内 ・限度額3万円

（注意）補助金の利用は、1企業1年度あたり1回、通算3回までとなります。

申請様式等

予算額に限りがありますので、補助金申請前に下記まで事前相談をお願いします。申請書、実績報告書については、市ホームページにてダウンロードできます。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市大字土橋 1914-3 上越市市民プラザ2階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678